

中津市ケーブルネットワーク施設条例

平成 21 年 3 月 24 日中津市条例第 3 号

(設置)

第1条 本市における地域間の情報格差の是正を図り、地域の活性化に繋げることを目的として、[放送法\(昭和 25 年法律第 132 号\)](#)に基づく有線テレビジョン放送施設及び双方向通信システムを備えた中津市ケーブルネットワーク施設(以下「施設」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス 告知放送サービス、放送サービス及びインターネットサービスをいう。
- (2) 告知放送サービス 告知端末を利用して、災害、緊急情報その他地域に関する情報を伝達又は提供するサービスをいう。
- (3) 放送サービス 自主放送番組の放送及びテレビジョン放送等([放送法第2条第 18 号](#)に定めるテレビジョン放送及び FM放送をいう。以下同じ。)を再送信するサービスをいう。
- (4) インターネットサービス インターネット回線による双方向通信を提供するサービスをいう。
- (5) 加入 サービスの提供を受けることをいう。
- (6) 加入者 加入を申し込み、市長の承認を受けた者をいう。
- (7) 一般加入者 市内に住所を有する世帯の世帯員で自らの居住の用に供する建物にサービスの提供を受けるために必要な設備を設置する加入者又は市内にアパート、マンション等の集合住宅を有する所有者で当該建物にサービスの提供を受けるために必要な設備を設置する加入者をいう。
- (8) 法人等加入者 市内に事業所又は事務所等を有する法人又は個人で専ら事業の用に供する建物にサービスの提供を受けるために必要な設備を設置する加入者をいう。
- (9) その他加入者 前2号以外の加入者をいう。
- (10) センター施設 テレビジョン放送等の受信点及び施設の主たる制御装置を設置する施設(その附属施設を含む。)をいう。
- (11) 送信施設 センター施設から引込設備を結ぶ送信ケーブル及びその途中に設置された増幅施設(その附属施設を含む。)をいう。
- (12) 加入者宅 住居、事務所等の加入者がサービスの提供を受ける場所をいう。
- (13) 引込端子 加入者宅への送信ケーブルを接続するためのカプラクロージャ(送信施設から加入者宅に送信ケーブルを分岐するための機器をいう。以下同じ。)内の送信ケーブルの取出口をいう。
- (14) ONU 送信ケーブルに宅内設備を接続するために、加入者宅に設置する映像光端末装置及び通信光送受信装置をいう。
- (15) 引込設備 カプラクロージャからONUまでの設備をいう。
- (16) 引込工事 引込設備を整備する工事をいう。
- (17) 告知端末 告知放送サービスを聴取するための機器をいう。

- (18) 宅内機器 ONU及び告知端末をいう。
- (19) 宅内設備 ONUから告知端末までの配線及び宅内機器をいう。
- (20) 宅内工事 宅内設備を整備する工事をいう。

(名称及び位置)

第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
中津市ケーブルネットワークセンター	中津市大字下池永 83 番地1

(業務)

第4条 施設が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) サービスの提供
- (2) 次に掲げる情報を伝達又は提供するための自主放送番組の制作

ア 市の広報事項

イ 官公署、公共的団体等からの広報事項

ウ 生産、消費、流通、生活、経済、気象等に関する情報

エ 災害情報及び緊急情報

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める情報の伝達及び提供

2 市長は、必要があると認めるときは、提供するサービスの内容を変更することができる。

(業務区域)

第5条 施設の業務を行う区域は、中津市三光、中津市本耶馬溪町、中津市耶馬溪町及び中津市山国町の地域とする。

(運営委員会)

第6条 施設の管理運営の適正化を図るため、中津市ケーブルネットワーク運営委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(加入の申込み等)

第7条 加入しようとする者は、規則の定めるところにより市長に加入の申込みを行い、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する加入の申込みは、引込端子ごとに行うものとする。ただし、一の引込端子から2以上の加入者宅に送信ケーブルを接続することとなるアパート、マンション等の集合住宅又は複数の事業所等が入居している建物(以下「集合住宅等」という。)の入居者が加入の申込みを行う場合は、入居者ごとに行うものとする。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、集合住宅等の所有者は、当該集合住宅等に係る加入の申し込みを一括して行うことができる。

(特別加入申込期間)

第8条 市長は、必要に応じて、特別加入申込期間を設けることができる。

2 特別加入申込期間の間に加入の申込みをした加入者については、第 10 条第 1 項の引込工事費用及び第 17 条第 1 項に規定する分担金を免除することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、特別加入申込期間の期間、引込工事費用及び分担金の免除に関する要件等の必要な事項は、市長が別に定める。

(宅内機器の貸出し)

第 9 条 市長は、加入者に宅内設備を貸し出すものとする。

(引込工事)

第 10 条 引込工事は市が施行するものとし、これに要する費用(以下「引込工事費用」という。)は加入者の負担とする。

2 引込設備の所有権は、市に帰属する。

(宅内工事)

第 11 条 サービスの提供に必要な加入者宅における工事(以下「加入者宅内部工事」という。)は、次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が施工する。

(1) 宅内工事 市

(2) 前号以外の加入者宅内部工事 加入者

2 加入者宅内部工事に要する費用は、次に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が負担する。

(1) 宅内工事費用(宅内工事に要する費用のうち、市長が別に定める標準的な宅内工事の範囲内の工事に係る費用をいう。以下同じ。) 次のとおりとする。

ア 一般加入者 市

イ 法人等加入者及びその他加入者 加入者

(2) 前号以外の加入者宅内部工事に要する費用 加入者

(設備の移転等)

第 12 条 加入者は、引込工事の施行の後において、当該引込工事により設置した引込設備又は宅内設備を移転し、又は変更する必要がある場合は、市長にその旨を申し出て承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認を受けた引込設備又は宅内設備の移転又は変更に必要な費用は、加入者の負担とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(施設及び設備の管理区分)

第 13 条 センター施設、送信施設、引込設備及び宅内設備の管理は市が、その他のサービスの利用に必要な機器等の管理は加入者が行うものとする。

(故障)

第 14 条 施設及び設備に故障が生じた場合は、市長は、これを調査し、復旧に関し必要な措置を講じるものとする。

2 施設又は設備の故障の復旧に必要な費用(以下「復旧費用」という。)は、前条に規定する施設及び設備の管理区分により負担するものとする。ただし、宅内設備に係る復旧費用は、加入者の故意又は過失により故障した場合に限り、加入者が負担するものとする。

(宅内設備の維持)

第 15 条 加入者は、善良な管理者の注意をもって、宅内設備の維持に努めるものとし、これを改造してはならない。

(利害関係者の承諾)

第 16 条 加入者は、引込工事又は宅内工事の施行に関し、土地又は家屋等の建造物の所有者その他の利害関係を有する者がいるときは、あらかじめ、当該利害関係を有する者の承諾を得なければならない。

2 市は、前項の承諾が得られるまでの間、同項の施行を行わないものとする。

(分担金)

第 17 条 市長は、施設の運営及び整備に要する費用に充てるため、加入者から一の加入の申込みにつき 41,900 円の分担金を徴収するものとする。

2 分担金は、加入の申込みのときに徴収するものとする。

3 既に納付された分担金は、還付しないものとする。

(使用料)

第 18 条 加入者は、次の使用料を納付しなければならない。

(1) 放送サービス基本使用料 月額 1,430 円

(2) インターネットサービス使用料 ONU1 台につき、月額 5,500 円の範囲内で、市長が別に定める額

2 前項に規定する使用料は、第 7 条第 3 項の規定により集合住宅等の所有者が一括して加入の申込みをした場合にあつては、前項の額に当該集合住宅等の住居又は事業所の数を乗じて得た額に、3 分の 2 を乗じて得た額とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、ホテル、旅館、病院、社会福祉施設等が事業の一環として加入した場合の第 1 項第 1 号に規定する放送サービス基本使用料については、別表に定める額とする。

4 使用料は、サービスの利用を開始した日の属する月の翌月からサービスの利用を休止し、又は加入を解除する日の属する月までの分を徴収する。ただし、加入した日の属する月内にサービスの利用を休止し、又は加入を解除した場合は、1 月分の使用料を徴収するものとする。

5 施設の点検、事故等によりサービスの提供を中断した場合であっても、使用料の減額又は免除はしないものとする。

6 前各項に定めるもののほか、使用料に関し必要な事項は、規則で定める。

(引込工事費用等の減免等)

第 19 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、引込工事費用、宅内工事費用若しくは復旧費用又は分担金若しくは使用料を減額し、若しくは免除し、又は助成することができる。

(加入の解除)

第 20 条 加入者は、加入を解除しようとするときは、市長にその旨を届け出なければならない。

2 加入者は、前項の規定による加入の解除を行ったときは、市から貸与された宅内設備を返還しなければならない。

(利用の休止又は再開)

第 21 条 加入者は、サービスの利用を休止し、又は休止した後に利用を再開しようとするときは、市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定により利用を再開しようとする加入者は、手数料として 3,140 円を納付しなければならない。ただし、サービスの利用の休止が災害その他加入者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(加入者の地位の承継)

第22条 相続、譲渡その他の事由により加入者の地位を承継し、当該加入者に引き続きサービスの提供を受けようとする者(以下「加入承継者」という。)は、市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、加入承継者に係る第17条第1項に規定する分担金を徴収しない。

(サービスの提供の停止又は加入の取消し)

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、サービスの提供の停止又は加入を取り消すことができる。

(1) 加入者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 加入者が市の貸与する宅内設備を故意に損傷したとき。

(3) 加入者が次のア又はイに掲げる使用料の区分に応じ、それぞれに定める期間以上使用料を滞納したとき。

ア 放送サービス基本使用料 4月

イ インターネットサービス使用料 2月

(4) 施設の管理上特に支障があると認めるとき。

(5) 公益の確保のため特に必要があると市長が認めるとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、加入者が第4条の業務の遂行に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。

(放送番組)

第24条 放送サービスにより提供する放送番組は、自主放送番組及び次に掲げる放送番組のうちから市長が定める放送番組とする。

(1) 地上波テレビジョン放送番組

(2) BS放送番組

(3) CS放送番組

(4) FM放送番組

2 前項に定めるもののほか、自主放送番組の内容、放送時間等の放送番組に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第25条 削除

(広告宣伝等)

第26条 市長は、公益上又は事業運営上必要があると認めるときは、法令、再送信同意の条件、番組供給契約等に抵触しない範囲内において、適正な負担を条件として、広告宣伝等を放送することができる。

2 前項に規定する広告宣伝等の基準その他の事項については、市長が別に定める。

(免責事項)

第27条 市は、天災その他不可抗力によりサービスの提供が停止し、これにより加入者に損害を生じても、その損害を賠償しない。

(損害賠償の義務)

第28条 何人も、故意又は過失により施設に損傷を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(過料)

第 29 条 詐欺その他の不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（委任）

第 30 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（平成 21 年 4 月中津市規則第 30 号で、第 8 条の規定は、同 21 年 5 月 1 日から施行。平成 22 年 12 月中津市規則第 58 号で、第 1 条から第 6 条まで、第 9 条、第 12 条から第 15 条まで、第 17 条、第 19 条から第 21 条まで、第 23 条から第 26 条まで及び第 28 条から第 30 条までの規定は、同 23 年 1 月 1 日から施行）

（1）第 7 条、第 10 条、第 11 条、第 16 条及び第 22 条の規定 平成 21 年 4 月 1 日

（2）第 18 条及び第 27 条の規定 公布の日から起算して2年3月を超えない範囲内において規則で定める日（平成 22 年 12 月中津市規則第 58 号で、同 23 年 6 月 1 日から施行）

附 則（平成 21 年 6 月 26 日中津市条例第 44 号）

この条例は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 16 日中津市条例第 48 号）

この条例は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 9 日中津市条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 10 日中津市条例第 58 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可その他の処分に係る使用料その他の料金について適用し、同日前の使用許可その他の処分に係る使用料その他の料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 9 月 21 日中津市条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日中津市条例第 17 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日中津市条例第 15 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に到来した納付期限に係る使用料を滞納した期間については、この条例による改正後の中津市ケーブルネットワーク施設条例第 23 条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年7月5日中津市条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成 24 年法律第 68 号)附則第1条第2号に定める日(以下「施行日」という。)から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行日以後のそれぞれの条例の使用許可に係る使用料その他の料金について適用し、同日前の使用許可に係る使用料その他の料金については、なお従前の例による。

別表(第 18 条関係)

接続するテレビの台数	放送サービス基本使用料(月額)
10 台以下	1,430 円
10 台を超え 20 台まで	2,860 円
20 台を超え 30 台まで	4,290 円
30 台を超えるとき	接続するテレビの台数に 10 分の 1 を乗じて得た値(小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)に 1,430 円を乗じて得た額